

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主たる主張

「対象文書全体が法第 14 条の各号に該当しないため、すべてを開示するべき」等。

2 原処分庁の主たる説明

本件開示請求については、法第 14 条第 3 号イ及びロ、並びに第 5 号及び第 7 号イの規定に基づき、開示請求に係る対象保有個人情報の全部を開示とする。

なお、請求人の主張の要旨については、別添答申書（写）の「第 2 審査請求人の主張の要旨」のとおりであるので、これを引用する。

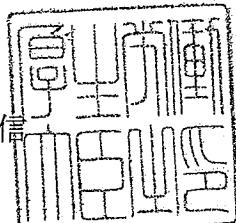
裁決の理由

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分の一部について、新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当である旨の意見を付し、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に対し諮詢したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、本裁決の理由として別添答申書（写）の「第 5 審査会の判断の理由」を引用し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により主文のとおり裁決する。

平成 30 年 5 月 28 日

厚生労働大臣

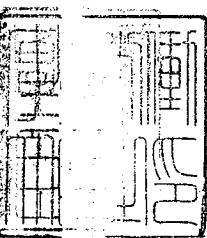
加藤 勝信



別 表

1 対象文書			2 新たに開示する部分
番号	文書名	頁	
1	時間外・休日労働に関する協定届	1	・使用者印の印影部分を除く部分

※「頁」は、本件対象文書全体の通しの頁を示す。



な指導を行う労働基準監督署の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条3号イ及び7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葦葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名	2 不開示部分	3 該当条文	4 開示すべき部分
時間外・休日労働に関する協定届	①「時間外労働をさせる必要のある具体的な事由」欄の3行目、上段の「業務の種類」欄の3行目及び上段の労働者数（満18歳以上の者）欄の3行目	法14条3号イ 及び7号イ	全て
	②「休日労働をさせる必要のある具体的な事由」欄の1行目、下段の「業務の種類」欄の1行目及び下段の「労働者数（満18歳以上の者）」欄の1行目	法14条3号イ 及び7号イ	全て
	③使用者印の印影	法14条3号イ	—
	④上記①ないし③の部分以外の部分	新たに開示	—

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成 30 年 5 月 28 日

厚生労働大臣

加藤 勝信

